

令和 8 年 8 月から

高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。



公的医療保険制度の持続可能性の確保のため、 8 月から高額療養費の上限が変わります。

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いします。



高額療養費制度の上限額 (令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月まで)

※高額療養費制度の見直しは、令和 8 年度と令和 9 年度の 2 段階にわけて実施します。

下の表は、令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月までの内容です。令和 9 年 8 月以降の見直しや制度の詳細については、厚生労働省ホームページをご参照ください。



適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) <多数回該当>	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※1 年収約200万円未満である人は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下げられます(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いします。

今回の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンターまでお問い合わせください。

電話：0120-617-111

問 市民課（保険年金係） 67-1822